

○茅ヶ崎市老人憩の家条例

昭和41年3月31日

条例第6号

改正 昭和51年3月30日条例第13号

昭和53年12月26日条例第28号

昭和57年8月25日条例第21号

昭和57年9月30日条例第31号

昭和59年3月30日条例第16号

平成10年3月26日条例第4号

平成10年9月28日条例第30号

平成13年3月28日条例第12号

平成13年9月28日条例第28号

平成16年9月29日条例第29号

平成21年9月30日条例第24号

平成25年9月30日条例第40号

平成26年6月30日条例第30号

令和元年6月25日条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、茅ヶ崎市老人憩の家の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(平13条例12・一部改正)

(設置、名称及び位置)

第2条 老人の教養の向上及び心身の健康増進を図るため茅ヶ崎市老人憩の家（以下「憩の家」という。）を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
しおさい南湖	茅ヶ崎市南湖六丁目15番13号
萩園いこいの里	茅ヶ崎市萩園1215番地4
浜須賀会館	茅ヶ崎市松が丘二丁目8番63号
皆楽荘	茅ヶ崎市堤1928番地1

(昭53条例28・昭57条例21・昭57条例31・昭59条例16・平13条例12・平13条例28・平21条例24・一部改正)

(憩の家の管理)

第3条 憩の家の管理は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

(平13条例12・追加、平16条例29・全改)

(指定管理者の指定の申請)

第4条 指定管理者の指定を受けようとする者は、申請書に憩の家に係る事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

(平16条例29・追加)

(指定管理者の指定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、憩の家の設

置の目的を最も効果的に達成することができると認められる者を指定管理者として指定しなければならない。

- (1) 事業計画による憩の家の管理が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、憩の家の適切な管理及びその管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を適正かつ確実に行うことができる人的能力及び物的能力を有するものであること。

(平16条例29・追加)

(指定管理者の業務)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 憩の家の使用の承認に関する業務
- (2) 憩の家の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が定める業務

(平16条例29・追加)

(休館日)

第7条 憩の家の休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。

- (2) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を受けて、臨時に休館日に開館し、又は臨時に休館日以外の日に開館しないことができる。

(平16条例29・追加)

(開館時間)

第8条 憩の家の開館時間は、午前9時から午後9時（7月から9月までにあつては、午後9時30分）までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を受けて、臨時に開館時間を変更することができる。

(平16条例29・追加)

(使用することができる者)

第9条 憩の家を使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する満60歳以上の者又は老人福祉関係者
- (2) 老人福祉に関する事業を行う団体で市長が適当であると認めるもの
- (3) その他市長が適当であると認める者

(平13条例12・旧第3条繰下・一部改正、平16条例29・旧第4条繰下)

(使用の承認等)

第10条 憩の家を使用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により使用の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の承認をしないことができる。

- (1) 営利を目的として使用するとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 集团的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 憩の家の施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (5) 前3号に掲げるもののほか、憩の家の管理上支障があると認められるとき。

3 指定管理者は、第1項に規定する承認をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(平10条例30・一部改正、平13条例12・旧第4条繰下・一部改正、平16条例29・旧第5条繰下・一部改正)

第11条 指定管理者は、憩の家の使用が、同一の者が同一の内容で3日以上連続して使用するもの又は例日を定め
て使用するものであると認めるときは、使用を承認しないことができる。ただし、指定管理者が特別の理由がある
と認めたときは、この限りでない。

2 前項に規定する連続して使用することができる期間には、休館日を含まないものとする。

(平13条例12・追加、平16条例29・旧第6条繰下・一部改正)

(使用の内容の変更)

第12条 第10条第1項の規定により憩の家の使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用の承認
を受けた内容の変更をしようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。

(平13条例12・追加、平16条例29・旧第7条繰下・一部改正)

(使用承認の取消し等)

第13条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の承認を取り消し、又は使用を制限
し、若しくは使用を中止させることができる。

- (1) 第10条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 第10条第3項に規定する使用の承認の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の行為により使用の承認を受けたとき。
- (5) 災害その他やむを得ない理由により市において緊急の必要が生じたとき。

(平10条例30・一部改正、平13条例12・旧第5条繰下・一部改正、平16条例29・旧第8条繰下・一部改正)

(利用料金)

第14条 使用者(第9条第3号に規定する者に限る。)は、憩の家の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)
を指定管理者に納付しなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において指定管理者が市長の承認を受けて定める。

3 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(平16条例29・追加)

(利用料金の減免)

第15条 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(平16条例29・追加)

(利用料金の不還付)

第16条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が災害その他特別の理由があると認めるときは、利
用料金の全部又は一部を還付することができる。

(平13条例12・旧第7条繰下・一部改正、平16条例29・旧第11条繰下・一部改正)

(目的以外の使用等の禁止)

第17条 使用者は、使用の承認を受けた目的以外の目的で憩の家を使用し、又はその使用の権利を他に譲渡し、若
しくは貸与してはならない。

(平13条例12・追加、平16条例29・旧第12条繰下)

(販売行為等の禁止)

第18条 使用者及び入館者は、憩の家内において、物品の販売、広告、宣伝、寄附の募集その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

(平13条例12・追加、平16条例29・旧第13条繰下・一部改正)

(特別の設備等の制限)

第19条 使用者は、憩の家に特別の設備をしようとするとき又は備付けの器具以外の器具を使用しようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。

(平13条例12・追加、平16条例29・旧第14条繰下・一部改正)

(原状回復の義務)

第20条 使用者は、憩の家の使用を終了したとき又は第13条の規定により使用の承認を取り消され、若しくは使用を制限され、若しくは使用を中止されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者が原状に回復しないことを承認したときは、この限りでない。

(平13条例12・追加、平16条例29・旧第15条繰下・一部改正)

(損害賠償)

第21条 使用者及び入館者は、憩の家の施設等を損傷し、又は滅失したときは、市長の指示に従い、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(平13条例12・追加、平16条例29・旧第16条繰下)

(入館の制限等)

第22条 指定管理者は、入館者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他の入館者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。
- (2) 憩の家の施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、憩の家の管理上支障があると認められるとき。

(平13条例12・追加、平16条例29・旧第17条繰下・一部改正)

(管理上の立入り)

第23条 使用者は、関係職員が憩の家の管理のためその使用に係る施設に立入りを要求したときは、拒むことができない。

(平13条例12・追加、平16条例29・旧第18条繰下)

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(昭59条例16・旧第9条繰下、平13条例12・旧第10条繰下・一部改正、平16条例29・旧第20条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和51年条例第13号)

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 (昭和53年条例第28号)

この条例は、昭和54年3月1日から施行する。

附 則 (昭和57年条例第21号)

この条例は、昭和57年9月1日から施行する。

附 則（昭和 57 年条例第 31 号）

この条例は、昭和 57 年 12 月 31 日から施行する。

附 則（昭和 59 年条例第 16 号）

この条例は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年条例第 4 号）

この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年条例第 30 号）

この規則は、平成 10 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年条例第 12 号）

1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の茅ヶ崎市老人憩の家条例の規定により使用の手続をしたものについては、改正後の茅ヶ崎市老人憩の家条例の相当規定により使用の手続をしたものとみなす。

附 則（平成 13 年条例第 28 号）

1 この条例は、平成 13 年 12 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、同年 10 月 1 日から施行する。

2 萩園いこいの里の使用の承認に関する手続については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成 16 年条例第 29 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の茅ヶ崎市老人憩の家条例（以下「旧条例」という。）第 19 条第 1 号及び第 3 号の規定に基づき管理を委託している茅ヶ崎市老人憩の家については、地方自治法の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 81 号）附則第 2 条に規定する日までの間は、なお従前の例による。

3 指定管理者の指定のために必要な行為は、この条例の施行前においても、改正後の茅ヶ崎市老人憩の家条例（以下「新条例」という。）の例により行うことができる。

4 この条例の施行前に旧条例の規定によりされた申請、処分その他の行為でこの条例の施行の際現に効力を有するものは、新条例の相当規定によりされた申請、処分その他の行為とみなす。

5 この条例の施行前に納付された使用料の還付については、なお従前の例による。

附 則（平成 21 年条例第 24 号）

1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は同年 2 月 1 日から、附則第 3 項の規定は公布の日から施行する。

2 しおさい南湖の使用の承認に関する手続については、この条例の施行の日前においても、改正後の茅ヶ崎市老人憩の家条例（以下「新条例」という。）の例により行うことができる。

3 しおさい南湖の指定管理者の指定のために必要な行為は、この条例の施行前においても、新条例の例により行うことができる。

附 則（平成 25 年条例第 40 号）

この条例は、平成 25 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年条例第 30 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。ただし、附則第 6 項及び第 8 項の規定は、公布の日から施行する。

(利用料金の承認に係る経過措置)

6 第4条、第7条、第8条、第10条、第11条、第13条から第17条まで、第20条及び第22条に規定するそれぞれの条例の規定により指定管理者の指定を受けた者は、施行日前においても、第4条、第7条、第8条、第10条、第11条、第13条から第17条まで、第20条及び第22条の規定による改正後のそれぞれの条例の規定の例により、施行日以後における当該それぞれの条例に規定する施設の利用に係る料金について、市長の承認を受けることができる。

附 則（令和元年条例第3号）抄

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、附則第11項及び第12項の規定は、公布の日から施行する。

(利用料金の承認に係る経過措置)

11 第7条、第8条、第10条、第11条、第15条から第19条まで、第22条から第25条まで及び第27条に規定するそれぞれの条例の規定により指定管理者の指定を受けた者は、施行日前においても、第7条、第8条、第10条、第11条、第15条から第19条まで、第22条から第25条まで及び第27条の規定による改正後のそれぞれの条例の規定の例により、施行日以後における当該それぞれの条例に規定する施設の利用に係る利用料金について、市長の承認を受けることができる。

別表（第14条関係）

(昭59条例16・平13条例12・全改、平13条例28・一部改正、平16条例29・平21条例24・全改、平25条例40・平26条例30・令元条例3・一部改正)

施設名		使用区分					
		午前	午後	夜間	昼間	昼夜	全日
		午前9時から 午後0時30 分まで	午後0時30 分から午後5 時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後0時30 分から午後9 時まで	午前9時から 午後9時まで
しおさい南湖		円	円	円	円	円	円
	大広間A	1,040	1,360	(1,880) 1,670	2,400	(3,140) 2,930	(4,190) 3,980
	大広間B	730	940	(1,250) 1,040	1,570	(2,090) 1,990	(2,720) 2,610
	大広間C	830	1,040	(1,360) 1,250	1,780	(2,400) 2,300	(3,140) 3,030
萩園いこいの 里	大広間	1,250	1,780	(2,090) 1,880	3,030	(3,870) 3,660	(5,130) 4,920
	和室	410	620	(830) 730	1,040	(1,460) 1,360	(1,880) 1,780
	会議室	410	520	(730) 620	940	(1,250) 1,150	(1,670) 1,570
浜須賀会館	大広間	1,780	2,300	(2,820) 2,610	4,080	(5,130) 4,920	(6,910) 6,700

	和室			(1, 1 5 0)		(2, 0 9 0)	(2, 8 2 0)
		7 3 0	9 4 0	1, 0 4 0	1, 6 7 0	1, 9 9 0	2, 7 2 0
皆楽荘	大広間			(2, 3 0 0)		(4, 1 9 0)	(5, 6 5 0)
		1, 4 6 0	1, 8 8 0	2, 0 9 0	3, 3 5 0	3, 9 8 0	5, 4 4 0
	和室			(940)		(1, 5 7 0)	(1, 9 9 0)
		4 1 0	6 2 0	8 3 0	1, 0 4 0	1, 4 6 0	1, 8 8 0

備考 7月から9月までにあつては、「午後9時」とあるのは「午後9時30分」とし、括弧内の額を適用する。